

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

令和7年5月1日改定

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 Options
代表者名	山下 和典
所在地・連絡先	京都市右京区太秦西野町 15-10 電話 : 075-468-6100 FAX : 075-468-9310

2 事業者の概要

(1) 事業者名称及び事業者番号

事業者名	訪問看護ステーションにしお
所在地・連絡先	京都市右京区太秦西野町 15-10 電話 : 075-468-6100 FAX : 075-468-9310
事業者番号	2660790169
管理者の氏名	内匠 五月恵

(2) 事業所の職員体制

管理者(看護師): 事業所の行う業務を総括し、従業員に対して法令を守らせるため
必要な命令を行い指導監督します。

1 名

看護師: 訪問看護計画を作成し、それに基づき訪問看護を提供すると共に
訪問看護報告書を作成します。

2 名以上

理学療法士等: リハビリテーションを中心とした内容となる時、看護職員の代わりに理
学療法士等が訪問します。訪問看護計画を作成し、それに基づき指定訪
問看護を提供すると共に訪問看護報告書を作成します。

1 名以上

(3) 通常の事業の実施地域

京都市右京区(京北地域全般を除く) 西京区 中京区 北区 下京区 伏見区

(4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前 9 時～午後 5 時

* 営業しない日: 日曜日・12 月 29 日～1 月 3 日

3 提供するサービス内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭等保清の援助
- (3) 排泄等日常生活の援助
- (4) 褥瘡の予防と処置
- (5) リハビリテーション

- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導や精神的支援
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他、医師による指示の医療処置

4 提供方法

- (1)訪問看護の利用者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施。
- (2)利用希望者または家族がステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求め訪問看護を実施します。
- (3)介護保険法の提供に際しては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携を図り居宅サービス計画書に基づき課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえ計画書を作成します。サービス提供の目標達成状況を評価し、その結果を書面に記載し利用者に説明のうえ交付いたします。

5 ご利用に当たってのお願い

- (1)サービス提供に当たっては、複数の看護師が交代で訪問させていただきます。
- (2)訪問看護師の訪問時間は、交通事情や天候、前の訪問先の状況等により 30 分程度前後する場合があります。
- (3)ハラスメント行為などにより健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (4)ご利用者又はご家族に感染症の可能性がある場合は、感染に対する予防処置いたしますのであらかじめご了承下さい。
- (5)訪問看護師の交代を希望される場合は、ご相談ください。ただし、ご利用者からの特定の看護師のご指名はお受けいたしかねますので、ご了承下さい。
- (6)緊急災害、天候不良時等は警報解除後対応致します。

6 サービス内容に関する苦情相談窓口

苦情相談窓口について

提供したサービス内容について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表の通り設置します。

事業所相談窓口	責任者 内匠 五月恵 受付時間 9時～17時 連絡先 電話 075-468-6100 FAX 075-468-9310
各区健康長寿推進課	右京区 075-861-1101 西京区 075-381-7121 洛西支所 075-332-8111 北区 075-432-1181 中京区 075-812-0061 下京区 075-371-7101
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時 電話番号 075-354-9090
京都市保健福祉局保険福祉部監査指導課	電話番号 075-744-1153

ご利用者からの苦情などに迅速かつ適切に対応いたします。

7 緊急時等における対応方法

ご利用者に病状の急変が生じた場合や、その他の必要な場合は、速やかに主治医に連絡し対応させていただきます。

8 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は必要な措置を講ずると共に速やかに利用者の緊急連絡先、居宅介護支援事業所、市町村及び京都府に報告いたします。

事業者はサービス提供中にあたり万一ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合加入している損害保険により速やかに損害賠償を行います。ただし、自ら責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

事業者は業務上知りえた利用者及びその家族に関する個人情報について、生命、身体の危機がある場合など正当な理由がある場合を除いて漏らすことはありません。

担当者会議等において個人情報をを用いる場合は、書面にて同意書の契約書を交わします。

10 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のため職員に対し定期的に研修を実施すると共に、措置を適切に実施するため担当者を置くものとします。
- (2) サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに府市町村に通報いたします。

11 感染症対策について

職員は常時感染予防対策を実施し、利用者への感染源及び感染経路の遮断を行い予防に努めます。また、職員は感染予防のため定期的に研修をするとともに、訓練を行います。

12 ハラスメントについて

職員に対してハラスメント指針の周知徹底を行い、職員からの相談に応じ適切に対処するため体制の整備を行います。

13 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても必要な看護サービスが継続的に実施する為及び非常時に早期に業務再開を図るための計画を実施いたします。

14 事業所の特色

(1) 事業の目的

有限会社難病ケア研究所が開設する訪問看護ステーションにしておは、介護保険法並びに厚生労働省令に沿い、利用者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活継続出来る事を目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 利用者の心身の特性を踏まえ可能な限りその居宅において、能力に応じた自立した日常生活が営む事が出来るように支援し維持回復を目指します。また、利用者の意思を尊重し看護計画作成し同意を得、交付いたします。

- ② 指定介護予防訪問看護は利用者の介護予防に努め自立した生活が出来るように支援いたします。また看護計画書を作成し同意を得、交付いたします。
- ③ 居宅介護事業所、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健センター、医療・福祉との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

15 サービスの利用料金 別紙1 参照

16 加算料金表 別紙2 参照

17 利用料金のお支払い方法

サービスのご利用料金、その他の費用は、サービスを利用になった月の一日から月末までを計算期間としてご請求します。請求書をお渡ししますので現金にてお願いいたします。

18 緊急時訪問加算の同意

(1) 私は、本書面により重要事項の説明を受け、緊急時訪問看護を含めてこれに同意いたします。

(2) 私は、本書面により重要事項の説明を受け、緊急時訪問看護加算を除いて同意いたします。

＊上記①②のうち、私は 「 」に同意いたします。

訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

事業者住所 京都市右京区太秦西野町 15-10
事業者名 株式会社 Options
訪問看護ステーションにしお
代表 山下 和典

説明者

私は重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者 _____

代理人 _____

15 サービスの利用料金 別紙1

<看護師が行った場合>

(サービスに要する時間) ○介護保険	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満
自己負担額 (1 割)	336 円	504 円	881 円	1207 円
自己負担額 (2 割)	672 円	1008 円	1759 円	2414 円
自己負担額 (3 割)	1008 円	1512 円	2643 円	3621 円
○介護予防				
自己負担額 (1 割)	324 円	482 円	849 円	1166 円
自己負担額 (2 割)	648 円	963 円	1698 円	2332 円
自己負担額 (3 割)	972 円	1445 円	2547 円	3498 円

<理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合>

(サービスに要する時間) ○介護保険	20 分 (1 回)	40 分 (2 回)	60 分 (3 回)
自己負担額 (1 割)	314 円	628 円	847 円
自己負担額 (2 割)	628 円	1254 円	1695 円
自己負担額 (3 割)	942 円	1884 円	2543 円
○介護予防			
自己負担額 (1 割)	303 円	606 円	455 円
自己負担額 (2 割)	606 円	1212 円	910 円
自己負担額 (3 割)	909 円	2727 円	1365 円

※リハビリテーションを中心とした内容となるため、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問いたします。

介護保険及び介護予防対象サービスの利用料は下記のとおりです。これはサービス一回分のご利用料で、これに一カ月に行ったサービスの回数が加算されます。

＊（介護保険）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う 60 分（3 回）の基本単位は 90％に減算されたものとなります。

＊（介護予防）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う 60 分（3 回）の基本単位は 50％に減算されたものとなります。

※端数処理により誤差が生じる場合があります。（令和 3 年 4 月 1 日 現在）

※1000 分の 1001 に相当する単位数を算定（令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで）

- ① 緊急時訪問看護加算を希望される方は、月に 1 回 574 単位（2024 年 6 月～1 回 600 単位）が必要です。
- ② 特別な医療処置が必要な方は、月に 1 回 250 単位が必要です。
また、在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態の場合、500 単位が必要です。
- ③ ターミナルケアを行った方は、その月に 2000 単位（2024 年 6 月～2500 単位）が必要です。
- ④ 以下の時間帯でサービスを行う場合は、利用料に以下の率による割り増し料金がそれぞれ加算されます。
 - ・ 早朝（午前 6 時～8 時）及び（午後 5 時～10 時）25％
 - ・ 深夜（午後 10 時～翌午前 6 時）50％
- ⑤ 同意を得て複数名訪問・長時間訪問する場合は加算となります。
- ⑥ 新規利用時には退院日当日は初回加算 1 350 単位、退院時翌日は、初回加算 2 300 単位、または退院時共同加算 600 単位が必要です。
- ⑦ ご利用者の要介護度によって決められている利用限度額を超えた場合、超えた分は全額自己負担でお支払いいただきます。
- ⑧ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更させていただきます。

16 加算料金表 別紙 2

	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
緊急時訪問看護加算 月 1 回	642 円	1284 円	1926 円
特別管理加算Ⅰ 月 1 回	535 円	1070 円	1605 円
特別管理加算Ⅱ 月 1 回	268 円	535 円	803 円
初回加算 月 1 回	374 円	748 円	1123 円
退院指導加算 月 1 回	642 円	1284 円	1926 円
ターミナルケア加算	2675 円	5350 円	8025 円